

[別紙1]

職業訓練サポート事業住居費助成金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (4月15日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。
*これ以降に助成事由が発生した場合、発生した日から1週間以内に行ってください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

3. 事業開始 → 着手届提出は不要

○この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。
【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 → 完了届提出は不要

※事業の完了とは: 訓練の修了又は賃貸借契約の満了をもって事業の完了とする。
○この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

○原則として、助成対象経費を支払った日から10日以内に請求書を提出してください。(領収書の写し、口座振り込みの事実がわかるものを添付)

資料提出・問い合わせ先

商工労働部・産業人材育成センター倉吉校 鳥取県倉吉市福庭町2丁目
0858-26-2247 sangyoujinzai-center@pref.tottori.lg.jp
商工労働部・産業人材育成センター米子校 鳥取県米子市夜見町3001-8
0859-24-0371 sangyoujinzai-yonago@pref.tottori.lg.jp